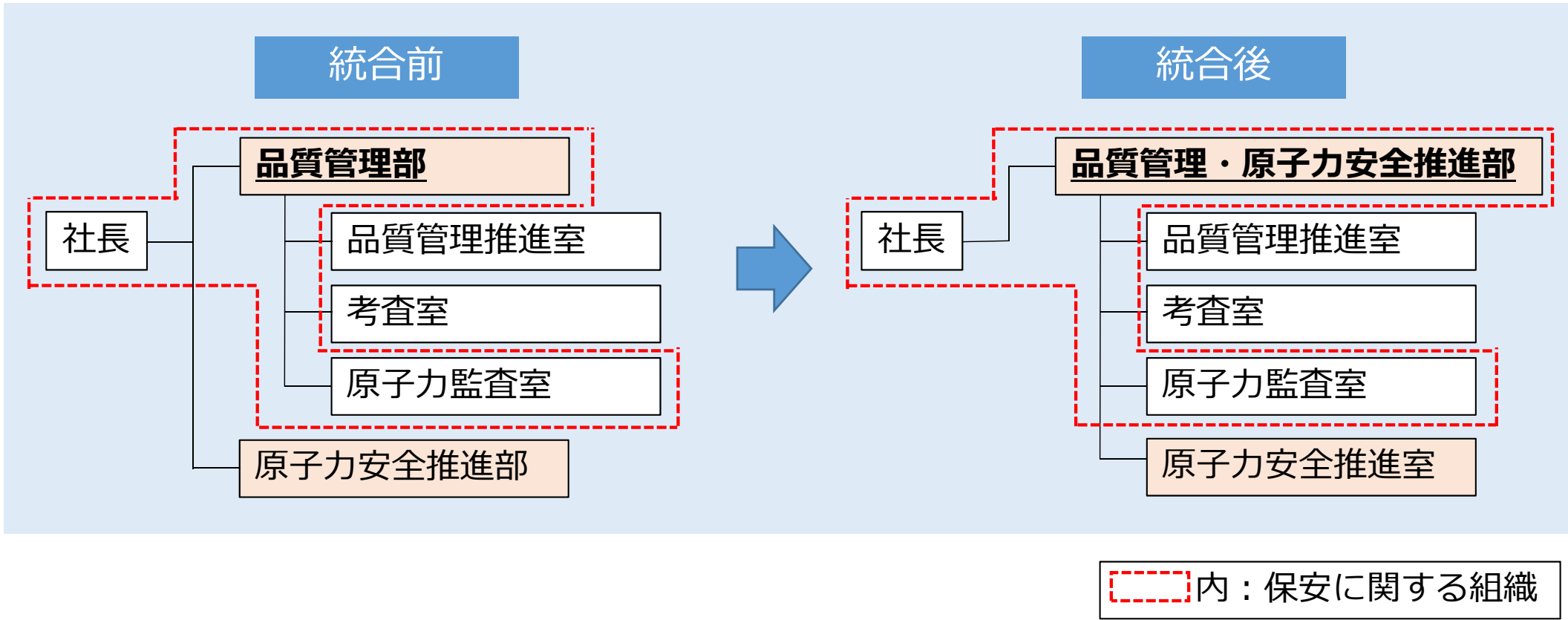


志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定の 一部変更について

令和 3 年 4 月 16 日
北陸電力株式会社

1. はじめに

- 当社では、原子力部門への独立監査及び独立監視の一体的かつ効果的な活動により、原子力部門のさらなる安全性の向上を図るため、令和3年7月1日付で**品質管理部及び原子力安全推進部を統合し、「品質管理・原子力安全推進部」を設置する**予定である。



2. 保安活動への影響評価

組織改正による保安に関する組織及び職務への影響は、以下の通り。

- **保安に関する組織のうち独立監査組織は、品質管理部（原子力監査室）から品質管理・原子力安全推進部（原子力監査室）に変更となるが、独立監査組織としての位置づけ及び職務は変更しない。**
- 品質管理部長は品質管理・原子力安全推進部長に変更となるが、**その保安に関する職務は変更しない。**



今回の組織改正に伴う志賀原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）の変更は、**組織の名称変更のみであり、保安に関する組織及び職務への影響はない**※1。

※1 品質管理部の3室に原子力安全推進室が加わることで、品質管理・原子力安全推進部は4室となるが、**品質管理・原子力安全推進部長の下、原子力部門に対する独立監査及び独立監視※2の職務を担う2室の連携を強化し、業務の品質及び効率の向上が図れるため、同部長の保安に関する職務（監査業務の統括等）の遂行に影響はない。**

※2 独立監視とは、**志賀原子力発電所の安全性が国内外最高水準となることを目指し、原子力部門の活動を原子力部門から独立した立場で確認する活動で、現在は原子力安全推進部が実施している。本活動は自主的な活動であり、また、原子力安全推進部は保安に関する組織ではない**ため、今回の組織改正による保安活動への影響はない。

3. 保安規定の変更内容および変更箇所

組織改正に伴う保安規定の変更は、以下の通り。

(1) 変更内容

- 「品質管理部」 ⇒ 「品質管理・原子力安全推進部」
- 「品質管理部長」 ⇒ 「品質管理・原子力安全推進部長」

(2) 変更箇所

- 第2条の2（関係法令及び保安規定の遵守）
- 第3条（品質マネジメントシステム計画）
- 第4条（保安に関する組織）
- 第5条（保安に関する職務）